### 人材活躍支援課指名業者選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 人材活躍支援課所管の業務の執行に当たり、業者の適正な選定を図るため、人材 活躍支援課に指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

- 第2条 委員会は、課長の決裁を要する執行伺い又は支出負担行為に該当する事案 (業務 の性格上、契約の相手方が特定される場合を除く。)の契約の方法及び契約の相手方と なり得る業者の選定に関し、必要な事項を審査する。
- 2 委員会は、前項の定める事案の執行に当たり、地方自治法施行令第167条の10第 1項に定める低入札価格の調査に関し、必要な事項を審査する。
- 3 前2項の審査は、その業務委託等を所管する委員(以下「内申者」という。)の内申に 基づいて行う。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員(以下「委員等」という。)をもって組織し、 それぞれ別表に掲げる職にある者をこれに充てる。
- 2 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行 する。

(運営)

- 第4条 委員会は必要な都度、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員の代理の者が、会議に出席することはできない。

(関係職員の出席)

第5条 委員長は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その 説明を聞くことができる。

(決定)

第6条 第2条第1項各号に規定する事項は、委員会の審査に基づき、人材活躍支援課長 が決定する。

(秘密の保持)

第7条 委員等は、委員会の内容及び職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

第9条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契

約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、人材活躍支援課において情報 提供(閲覧)を行うものとする。

- 2 前項の情報提供を行う期間は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から 5年間とする。
- 3 委員会に提出された資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。
- 4 委員会に提出された資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2項に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

#### (事務局)

第10条 委員会の事務局は、人材活躍支援課企画・外国人材等担当に置く。

# (その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、人材活躍支援課 長が定めるものとする。

## 附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

# 別表

	委員等の職名
委員長	人材活躍支援課 課長
副委員長	人材活躍支援課 副課長
委 員	人材活躍支援課 企画・外国人材等担当主幹
委 員	人材活躍支援課 女性活躍支援担当主幹
委 員	人材活躍支援課 シニア活躍支援担当主幹